

ワーキング・グループ（WG）の設置について

次世代ヘルスケア産業協議会にワーキング・グループ（以下「WG」という。）を設置する。WGの運営については、以下に定めるところによるものとする。

1. 設置するWGは「事業環境WG」、「品質評価WG」、「健康投資WG」とする。
2. WGは原則、非公開とする。
3. WGの資料及び議事要旨は原則として公表する。ただし、WGの主査が特に必要と認めるときは、資料及び議事要旨の全部又は一部を公表しないものとすることができる。
4. WGの委員は、代理人を出席させることができる。
5. WGの庶務は、内閣官房健康・医療戦略室、厚生労働省の協力を得て、経済産業省において処理する。
6. 上記のほか、WGの運営に関し必要な事項は、WGで定める。